

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度津市防災会議
2 開催日時	令和6年1月30日(火) 午後1時30分から午後2時15分まで
3 開催場所	津南防災コミュニティセンター 大ホールA・B
4 出席した者の氏名	<p>(出席者)</p> <p>津地方気象台 台長 本松 雅彦 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長 時岡 利和 三重県津地域防災総合事務所 所長 榊屋 眞 三重県津建設事務所 所長 千種 藤紀 三重県津保健所 所長 林 宣男 三重県津南警察署 署長 堀井 達也 津市消防団 団長 川尻 研二 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 副支社長 鈴木 克哉 東邦ガスネットワーク株式会社広域導管部三重地域センター 中南勢導管課 課長 森川 佳洋 日本赤十字社三重県支部 事務局長 高間 伸夫 東海旅客鉄道株式会社津駅 駅長 岡田 克重 三重交通株式会社中勢営業所 所長 川端 邦裕 一般社団法人三重県トラック協会津支部 支部長 田村 三千夫 日本通運株式会社三重支店津ロジスティクスセンター事業所 所長 前川 寧宏 津市自主防災協議会 会長 中村 保親 陸上自衛隊第33普通科連隊第1中隊 中隊長 千葉 浩雅 公益社団法人津地区医師会 副会長 河村 勝弘 一般社団法人三重県建設業協会津支部 支部長 田村 頼一 一般社団法人三重県建設業協会一志支部 副支部長 藤谷 文彦 株式会社ZTV 津放送局部長 清水 麻紀子 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 津商工会議所 常務理事 塚澤 正樹 津市自治会連合会 副会長 横田 明人 津市母子父子寡婦福祉会 会長 大富 久子 社会福祉法人津市社会福祉協議会 会長 石川 博之 津市防火協会 会長 中村 豊久 津市障がい者団体連絡協議会 副会長 高鶴 かほる 津商工会議所女性会 副会長 堀川 正代 津市消防団河芸方面団本部 団員 菅原 多恵子 津市消防団一志方面団コスモス分団 分団員 瀧 優子 津市長 前葉 泰幸 津市副市長 小松 雅和 津市副市長 片田 悟 津市上下水道事業管理者 松下 浩己 津市消防長 田中 秀浩</p> <p>(事務局)</p> <p>危機管理部 部長 野田 浩司 危機管理部 次長 別府 博 危機管理部 参与 竹内 主信</p>

	防災室 室長 山口 敬正 防災室 担当主幹 平松 三恵 防災室 担当主幹 峯田 尚徳 防災室 担当主幹 新山 雅人 危機管理課 課長 濱地 秀幸 危機管理課 調整・担当主幹 諸戸 由美子 危機管理課 担当副主幹 西村 光賀 危機管理課 主査 鈴木 悠介 危機管理課 主事 山川 広剛 危機管理課 主事補 後藤 貴浩
5 内容	(1) 津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和5年度修正（案）について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	8人
8 担当	危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

司会（危機管理部長） 皆様、お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度津市防災会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、令和5年度津市防災会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

只今から、会議を開催いたします。

本日の会議の司会を務めさせていただきます、危機管理部長の野田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、津市防災会議会長であります「津市長 前葉 泰幸」から御挨拶を申し上げます。

会長（市長） 皆様こんにちは。本日はそれぞれお忙しいところ、令和5年度の津市防災会議に御参集願いまして、誠にありがとうございます。今回は、今年度の地域防災計画の改定について、事前に各委員のそれぞれ所属されている組織などと、色々ご相談させていただきました。そういう中で既にある程度のコンセンサス、共通意見を積み上げたところでございますが、その後、1月1日に能登半島地震が起きました。そこで、今回、能登半島地震から私たちの防災計画に盛り込んで置くべき事柄を加えてご相談させていただく、そういう会議といたしました。従いまして本日お願いする事柄は、前段、つまり積み上げで各組織から御意見を出していただいた部分などを御確認いただくとともに、今回、新たに御提案を津市から申し上げます能登半島地震対策の項目についても、能登半島地震から得られる様々な要対応事項に対する取組についても、この防災計画で、この際、解決しておきたいと思っております。もっとも、網羅的にできたかというところもございません。現場から入って来る様々な情報を基に、今、私たちが取り組んで置くべきことを盛り込んだつもりでございます。後ほど、詳しく事務局から説明をさせますので、お聴き取りいただきまして、御意見等いただければと思っております。今日、御参集願っている皆様もそれぞれの組織の中で実動部隊をお持ちのところとは、私ども津市の被災地に入る部隊が様々な形でお世話になったり、様々な協力を、現場でしていただいたりしております。警察、

自衛隊、消防、そして TEC-FORCE、それから三重県の各御担当者、それぞれの形で入っていただいておりますが、特に 33 普通科連隊様の展開地が輪島市になったということで、三重県の対口支援先が輪島市となったということで、随分、現場での重なりが多いようでございまして、輪島の朝市の捜索現場だとか、避難所で、様々な形で津の部隊が、あるいは三重県の部隊が大変、被災者の役に立っている状況でございます。まだまだ、これから長く続くと思います。電力の復旧が今月中に何とか、しかしながら、水はあと、1ヶ月、2ヶ月というように、そんな情報でございますので、被災者への支援、これは、引き続きしっかりと進めて行かなければいけないというように考えております。それでは、本日は御審議のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

司会（危機管理部長）

令和5年度の防災会議につきまして、昨年5月にお知らせいたしましたとおり、防災会議委員の皆様には、10月に津市が提案します修正部分に係る資料を送付いたしました。その内容に対するご意見とともに、各機関の発意によります修正をご提案いただき、本日の会議資料として調製しております。

なお、本日の会議は、公開による開催としており、会議の開催及び結果につきましては、津市ホームページ等でその概要を公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

議事の進行は、津市防災会議に関する条例第3条の規定により、会長であります津市長が行います。

市長、お願いいたします。

会長（市長）

それでは、これより私が議事を進めさせていただきます。

本日、御審議いただきますのは、

「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和5年度修正（案）について」でございまして、委員の皆様から頂きました修正案に対する御意見やパブリックコメント手続き等により寄せられました御意見に対する、検討結果に加えまして、本年1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震の被災地支援を実施している中で、現時点で把握した課題への対応策についても修正案として盛り込みました。

これらも含めて、本年度の修正としたいと考えておりますので、本日の御議論の中で、忌憚のない御意見を頂きますようお願いいたします。

それでは、「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和5年度修正（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の濱地でございます。

只今から15分程お時間をいただきまして、防災会議の委員の皆様などからいただきました御意見等について、お手元の資料に基づき、御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

「概要説明」の前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

①点目に事項書、②点目に座席表

③点目として、資料1-1：「津市地域防災計画の令和5年度修正案について」A4縦2枚のもので、

④点目として、資料1-2：「津市地域防災計画令和5年度修正に係る修正項目数一覧表」A4横1枚のもので、

⑤、⑥、⑦点目は、資料2-1、⑥2-2、⑦2-3：「令和5年度津市地域防災計画新旧対照表（案）」のそれぞれ「風水害等対策編」「震災対策編」

「津波対策編」の3種類で、A4横綴じのもの、

⑧点目として、資料3：津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編）令和5年度修正内容一覧（案）

⑨点目として、資料4：「津市地域防災計画令和5年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（防災会議委員分）」で、A4横綴じのもので、

⑩点目として資料5：「同じく、（パブリックコメント分）」で、A4横綴じのもので、

続きまして、参考として別紙1から6をご準備させていただいています。

以上でございますが、配付資料に不備がございましたら、挙手によりお申し出ください。

資料はお揃いでしょうか

よろしいでしょうか？

それでは、最初に、資料1-2をご覧ください。

この表は、今年度の修正に対する意見数とそれに基づく修正項目数を一覧にしたもので、令和3年度は247項目の修正を、4年度は130項目の修正を行いました。

今年度につきましては、10月に委員の皆様へ資料の送付の際に、令和5年度修正案として95項目をご提案いたしました。

その後、委員や市民の皆様から合計で111件の御意見等をいただきました。そして、それらを精査しました結果、上段右側に記載のとおり、190項目の修正を行おうとするものでございます。

また、表の一番右側に記載しております、うち能登半島地震に係る修正項目数、44項目につきましては、1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震の被災地支援を実施している中で、現時点で把握した課題への対応策についても修正案として盛り込ませたものとなっております。

なお、資料編の修正に関しましては、全体で55項目の修正がございしますが、データの更新等でありますことから製本時に資料の配布と、させていただきます。

それでは、提出された意見等の説明に入らせていただきます。

今回、各方面からいただきました御意見の概要等について、お時間の都合上、抜粋して御説明させていただきます。

「市各部からの意見」についてご説明いたします。

資料3をお願いいたします。

市各部からは、計画各編の49項目について意見があり、修正を行うもので、それらの修正理由を記したものとなっております。

内容といたしまして、No.1の修正内容は社名が変更されたもの、No.6は、三重県土砂災害情報提供システムの運用内容が変更となったことに伴うもので、時点修正や字句修正などでございます。

次に、防災会議委員の皆様からいただきました御意見等について御説明いたします。

資料4をお願いいたします。

資料4は、皆様から、計画各編の48項目について御意見をいただきました。いただきました御意見の内容とそれに対する考え方をまとめております。

資料4の1頁をご覧ください。

No.2(3)津市災害対策本部の設置及び廃止等の基準について、また、2頁のNo.7 1 水防活動の実施(10)監視警戒体制に関する三重県の計画との整合性に関するご意見、10頁No.29 1 津波警報等の種類及び内容に関する御意見などをいただき、御提案のとおり修正しようとするものです。

次にパブリックコメント手続により市民の皆様からいただいた御意見に

ついて御説明いたします。

資料5をお願いします。

御意見といたしましては、3点、内容といたしまして、No.1については、行政手続きや液状化対策等に関するもので、No.2とNo.3は三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海岸が指定されたことに伴う修正に関する、御意見をいただきました。

頂きました御意見については、三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海岸が指定されたことによる修正であるため、現案のとおりといたします。

それでは、「津市地域防災計画（各編）の令和5年度修正案について」、その主な修正内容について御説明させていただきます。

「資料1-1」と「資料2-1、資料2-2」を基に、御説明させていただきます。

それでは、資料1-1の「津市地域防災計画の修正案についての2 主な修正内容」をご覧ください。

今回の主な修正内容を、5つの視点から分類してまとめております。

(1)の「令和6年能登半島地震における課題への対応」としまして、能登半島地震における被災状況や自治体の災害対応について、現時点で把握した課題を整理し、本市における対応の方向性を記載いたしました。

まず、ア 大規模災害時の交通機能確保に向けた取組としまし

て、今回の能登半島地震では、道路の損壊や土砂崩れの発生に伴い、被災地支援のための救急救助車両の通行が不能、あるいは長時間に及ぶ渋滞のため目的地に到着できない、あるいはかなりの時間を要したとの課題を受け、災害発生時における救急救助活動や支援物資の輸送を円滑かつ迅速に実施するための迂回ルートを選定や必要な交通規制等について、あらかじめ関係機関が協議し、平時から災害時の交通機能の確保に向けて取組を進めることについて記載しました。

資料2-2 震災対策編 令和5年度 津市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案） 6頁をお願いします。

No.7 1 緊急輸送体制の整備をご覧ください。

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断、沿道建物の倒壊による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことが想定されます。このため、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援活動が迅速に救助活動拠点及び物資拠点等の目的地に到達できるよう、国、県等の関係機関と連携して、あらかじめ定めた緊急輸送ルートが有効に機能するよう体制の整備に努める旨を記載しました。

次に、資料1-1に戻っていただきまして、イ 人命救助等に係る適切かつ迅速な情報伝達としまして、災害発生時、本市は、全国から応援に駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が被災地で円滑かつ効果的に活動できるよう、適切な迂回ルートを選定及び関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達することについて記載しました。

資料2-2 震災対策編 10頁をお願いします。

No.9 3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施として、市は、大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します。と記載しました。

資料1-1に戻っていただきまして、ウ 支援物資等の受入体制の確保に

向けた取組といたしまして、応援機関等との連絡調整や業務の調整などあらかじめ必要な準備を行うとともに、津市災害時受援計画に基づき、物資拠点となる受入施設を速やかに確保することについて記載いたしました。

資料 2-2 震災対策編 3 頁をお願いします。

No.3 2 防災訓練の実施 (2) 訓練の種類 (キ) 図上訓練におきまして、組織の内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携強化を主目的に、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

また、大規模災害時には、他の地方公共団体や指定行政機関等の応援を円滑に受け入れることが重要であることから、津市災害時受援計画に基づき、本市の受援力を高めるための図上訓練を実施することについて記載いたしました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、エ 木造建築物等の耐震性の更なる促進といたしまして、今回の能登半島地震においては、自宅等の倒壊により多くの犠牲者が出たことを受け、木造住宅の更なる耐震化や家具等の固定など普及啓発に更に取り組んでいくことについて記載しました。

資料 2-2 震災対策編 1 頁をお願いします。

No.1 1 建築物等の耐震性の向上 (2) 個人住宅の耐震化については、住宅の所有者に対して、耐震化に関する更なる意識の啓発や情報提供を行うことにより、木造住宅の耐震診断の受診及び耐震改修等を強く促し、更に耐震化を促進します。 2 家具等の転倒・落下・滑動防止についても、地域が実施する防災学習会等の様々な機会を捉えて、家具等の転倒防止対策等の重要性を積極的に啓発するとともに、専門的な知識を持った団体等とも連携して、地域住民への周知啓発に取り組むことについて記載いたしました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、オ 上水道施設及び管路の耐震化の推進といたしまして、災害による水道施設の損壊に伴う断水を最小限にとどめるとともに、迅速かつ円滑な応急復旧を図るため、第 2 次津市水道事業基本計画に基づき、水道施設や老朽化した管路の耐震化を重点的に進めること、被災時のバックアップ機能を強化するため、各配水区域間の連絡管整備や配水区域内の管路ループ化を図っていくことなどについて記載しました。

資料 2-2 震災対策編 2 頁をお願いします。

No.2 6 上水道施設の整備といたしまして、災害による水道施設の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめ、迅速かつ円滑な応急復旧を図るため、「第 2 次津市水道事業基本計画」をもとに、次の措置を講じます。

(1) 施設の損傷等を未然に防ぐため、浄水場などの施設や老朽化した管路の耐震化を重点的に進めます。などを記載いたしました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、(2) 水防法に基づく水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定に伴う対応についてでございます。こちらは、三重県が令和 5 年 3 月に、伊勢湾沿岸（木曾岬町～伊勢市）について、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定したことに伴い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報に係る発令の判断基準及び発令対象地区の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等、必要な事項について記載いたしました。

資料 2-1 風水害等対策編 1 頁から 2 頁をお願いします。

No.2 エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準といたしまして、気象庁が発表する気象警報・注意報、三重県が発表する高潮氾濫発生情報により、的確な避難情報の発令を行うため、基準に達した時速やかに本部長に意見具申を行う旨記載するとともに、避難情報発令の判断基準を具体的に記載するなどいたしました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、(3) 情報連絡員等の受入れに伴う対応についてでございます。

ア 情報連絡員等の受入体制の整備については、大規模災害の発生時等には、三重県、自衛隊、警察等の防災関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害対応が求められることから、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制の整備について記載いたしました。

また、イ 三重県緊急派遣チームとの連携については、大規模災害の発生時等には、三重県災害対策本部及び地方部から市災害対策本部に対し、被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チームの支援要員が派遣されるようになったことから、受入時の対応が円滑に行えるよう情報の収集及び報告事務の連携について記載いたしました。

資料 2-2 震災対策編 5 頁をお願いします。

No.5 6 情報連絡員等の受入体制の整備について、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制を整備する旨記載いたしました。

8 頁をお願いします。

No.8 8 頁から 9 頁にかけまして、(4) 三重県緊急派遣チームとの連携 三重県から、市の被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて、情報の収集及び報告事務等を連携して行うことを記載いたしました。

資料 1-1 に戻っていただきまして、(4) 感染症全般を対象とする対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されたことに伴い、同対策に関する該当箇所を、感染症全般を対象とする対策に変更し記載したもので、資料 2-2 震災対策編 4 頁をお願いします。

No.4 (カ) 感染症の拡大防止に配慮した運営体制と改めさせていただきます。

資料 1-1 に戻っていただきまして、(5) 避難所外避難者への対応についてでございます。

大規模災害発生時には、災害の状況により指定避難所以外に、自宅や自家用車等で避難する多様な形態の避難者が想定されることから、支援物資や資機材の搬送方法、また、健康管理への配慮等、避難所外避難者への対応についてより具体的に記載いたしました。

資料 2-2 震災対策編 5 頁をお願いします。

(5) 避難所外避難者への対応において、大規模災害発生時には、指定避難所以外に避難する避難者の把握が困難となり、避難生活に必要な食料や資機材等の提供などが滞ることが想定されます。

このため、これらの避難所外避難者については、防災行政無線による放送や防災情報メールなどの情報伝達手段を通じて最寄りの指定避難所において避難所外避難者として名簿登録するよう促し、その上で登録した避難所において必要な物資等の提供を行います。などと記載いたしました。

なお、資料につきましては、資料 2-2 震災対策編を中心にご説明をさせていただきましたが、津市地域防災計画につきましては、風水害等対策編、津波対策編におきましても、同様の記載がある場合は、関連する事項につきましては同様の修正を行わさせていただいております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

司会（危機管理部長）

失礼いたします。資料の訂正をお願いしたいと思います。資料 1-1 を御覧ください。この資料全体が案ということでございまして、語尾に誤りがございました。2 ページの(2)以降につきまして、文末がすべて「記載します」というような記載をしておりますが、これは「記載しました」ということで訂正をいただきたいと思っております。本日、議論いただきまして、この案を修正

の概要としたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

会長（市長） 事務局より、津市地域防災計画の令和5年度修正（案）につきまして御説明いたしました。委員の皆様から、只今の説明に対する御意見や御質問をいただきたいと思ひます。また、御提案などでも結構ですので、お受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。
それでは、高鶴さんどうぞ。

高鶴委員 市内の障害者団体として、市内に住む障害者のことがあまり出てこなかったと思ひます。津市の場合、特に企業から官公庁、中央の出先機関があつて、昼間人口と夜間人口の違いがある中で昼間に発災するか、夜間発災するかというところで、多少違いが出てくるのではないかなと思ひて、見せてもらつて来たんですけれども、ちょっと意見まで出す余裕がなかったものですから、そこら辺も少し考へておいた方がいいのではないかなというのと、それから、私も海から歩いて3分のところで、近鉄道路、バイパス、23号線、全部、海に平行に道があります。いつも東日本の凄ひ津波の映像が流れると、豆粒のような車が何台も、津波が来ているのに、同じ方向に走つて行っているのを見ますと、やっぱり、いつもここに訪れる人だけじゃなく、たまたま通りかかった人もいるつてこととなると、海に平行であるこの道からは外れていくよつという、何らかの掲示等した方がいいのではないかなと、私たちがいつも事業所として避難訓練をする時に、いつも思ふのがパニックになつて、海のところから安全なところに逃げられるのか、すごい不安はありますし、昼間だとおばあちゃんたちが若い人がいないので、私たち死ぬんじゃないかと言つてますので、海の辺りに高くて逃げ込める場所というのがほぼない。水害の避難場所として小学校の指定も解除になりましたし、本当にどこに逃げたらいいのか、今のところ、白塚の方からずっと大体、海の方にどれも平行な道が走つていますので、もう少し逃げ場を考へていただいた方がいいのではないかなと思ひます。以上です。

会長（市長） ありがとうございます。それでは、事務局からお答えしてください。2つあつたと思ひます。1つは昼間と夜間の体制の違い、2つ目は津波避難の考へ方。どうぞ。

事務局（防災室長） 危機管理部 防災室長 山口と申します。着座で失礼します。
沿岸部の避難に関しましては、津波避難ビル、津波避難協力ビル、こういつたものを設定しまして沿岸部の緊急的な逃げ場を設けております。それから、海に平行しての道ではだめで、西へ逃げるよつな表示をしてはどうかというところは今後、検討していきたくと思ひます。以上です

事務局（危機管理次長） 失礼します。危機管理部 次長 別府と申します。
1点目は昼間の対策と夜間の対策というよつなご質問かと思ひます。もちろん、地域防災計画ではそれぞれ事業所の役割、企業や我々の役割等、計画としては位置づけております。その上で委員がおつしゃつたよつに昼間、通勤通学でいらつしゃる方には、どのよつに避難を呼びかけるとか、啓発していくとか、これは大事なことですので、取り組みとしてやつていかなければならないと考へております。

会長（市長） 高鶴さんいかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。では、他の御意見どうぞ、お願いたします。

- 中村委員 防火協会会長の中村でございます。
能登の地震で家屋や古いビルの倒壊による犠牲者がかなり出たと思いますが、石川県では11年前に既にマグニチュード8.1ぐらいの地震が想定されると言われていたにも関わらず、耐震化があまり進んでいなくて、それで今回のような犠牲者がたくさん出たのではないのかと新聞に書かれていました。
そこで思うのですが、今回の資料2-2の2節の(2)個人住宅の耐震化については、住宅の所有者に対して、耐震化に関する更なる意識の啓発や情報提供を行うことにより、木造住宅の耐震診断の受診及び耐震改修等を強く促し、更に耐震化を促進しますというように書いていただいているし、2の方では家具等の転倒防止に対することに関しては、啓発とともに助成・支援制度の活用を促すと書かれているのはいいなと思うのですが、住宅の方は耐震の受診をされる方はどうなのかと、もし、危ないから直してくださいと言われた時に耐震改修はお金もかかることなのでされるかどうか、その場合、市から助成等を出されることはあるのかお聞きしたいと思います。
- 会長（市長） 中村会長、ありがとうございます。
それでは、現状の無料耐震診断の施工状況とか、その後の補助金がどのくらいあって、どのように使われているか、お答えください。
- 事務局（防災室長） 防災室長 山口です。
本市の耐震化率は平成30年で85.5%です。目標としては令和7年度末に89%を目指して進めているところです。耐震化の診断は無料で、耐震化をする場合は補助を出しています。以上です。
- 会長（市長） 他に追加のデータはないですか。
- 事務局（危機管理次長） 今のところ、無料耐震診断の過去の実績でございますが、令和2年度が330件、令和3年度が370件、令和4年度が322件、その上で木造住宅耐震補強補助事業というのがございまして、令和2年度で6件、令和3年度で8件、令和4年度で9件ございます。これを今回の能登半島地震を受けまして、更に啓発して呼びかけて行こうというものでございます。以上です。
- 中村委員 どれぐらい補助してもらえるんですか。
- 会長（市長） 補助の内容をお願いします。
- 事務局（危機管理部長） 補助金額は住宅の改修をする際に一軒あたり100万円の補助、それと合わせてリフォームをされると思いますので、それに対しても20万円の補助がありますので、それをご利用いただくことが可能です。以上です。
- 中村委員 ありがとうございます。
- 会長（市長） 現実には無料耐震診断は受けていただけるけれども、なかなか耐震改修まで踏み切るといのがハードルが高いということで、これを今回のような状況を見ながら、やはり耐震改修もしておかなければならないと認めていただけるように、我々も啓発を進めていかなければならないと認めているところでございます。
- 中村委員 ありがとうございます。

会長（市長） 他はいかがでしょうか。
補足ですが、年間8件、9件と言っていたのは耐震改修のみを行う時の補助金を使われる件数なのですが、実際には、バリアフリー改修とか色々なお家の改修をなさる時に一部、耐震性を高めながら改修をされるケースも、この補助金を使わないでされているケースもあるでしょうから、そういう意味ではそれぞれ意識はお持ちいただいていると思いますが、まだまだそれを強くお願いしていかなければならないと思っていますところでございます。

他はいかがでしょうか。

地震関係ですが、もし何かあれば、その他のところで御発言をいただく時間を取りますので、一旦ここで質疑を終了させていただきます。

会長（市長） 地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、防災会議が作成及び修正すると定められておりますことから、ここでお諮りします。

本修正案に先程の御意見の調整結果を反映し、令和5年度として決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしのお声ございましたので、本案をもって、津市地域防災計画令和5年度修正として決定いたします。

「津市地域防災計画の令和5年度修正について」につきましては、この内容をもって、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、速やかに三重県へ報告し、市ホームページ等により今回の修正の要旨として公表いたします。併せて、本計画全編も公開いたします。

また、後日、計画の製本が完了次第、委員の皆様方へ送付させていただきます。

会長（市長） それでは審議を終了し、その他に入りますが皆様から御発言ありましたら承ります。

特に無いようですので、以上で、本日の会議の事項を終了いたします。

最後に、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただき誠にありがとうございました。

私も今回の修正を受けて来年度の予算を充実させ、早いうちに津市の災害時受援計画に基づく受援訓練をやっていきたくと思っています。意外と私たちが目の前の災害対応で自分がどう動くかという訓練はよくやります。それに伴って皆さんに御協力いただきながら津市全体として目の前の災害にどう対応するかという訓練をやっていますが、さらに大きな災害でどんどん支援が入って来る場合、どのように受け入れるか、どのようにスムーズに入っていったらいいかといった訓練はあまりしたことがないというのが正直なところで、物資が入って来るのをどう受けるかといった訓練をやったぐらいだと思います。早急に図上訓練をして、来年度の総合防災訓練は受援をテーマにした訓練にしたいと考えています。そのためには今日ここで大変熱心に御審議いただいたように、例えば緊急通行車両がスムーズに入っていただくためには、何を決めておかなければならないのか（ルートだとか、交通規制だとか）、それから入っていただいた部隊にどう適切に今の災害状況をお伝えし、部隊が一番効果的な場所に直ちに向かっただけかということをして災害対策本部としてしっかりとお伝えしなければならないと強く認識しています。そういうことも含めて、この計画改定を受けて早急に私たちの災害対応力の強化を目指して参りたいと思います。また、実動部隊の皆様方との連携、防災関係機関の皆様方の連絡調整をさせていただきながら、災害対応力

をさらに強めて参りたいと思います。

委員の皆様方にはよろしく御協力を申し上げまして、本日の審議終了にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、事務局に返します。

事務局（危機
管理部長）

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間に渡り御議論いただきありがとうございます。お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和5年度第津市防災会議を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。